

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保護施設物価高騰対策臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた保護施設に対し、事業者の負担軽減のために給付金を支給する。 ②保護施設への支援金 ③保護施設 4千円×定員100名×1施設=400千円 ④保護施設 須加宮寮	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	民間保育所等物価高騰対策臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける民間保育所等に対して支援することで、利用者の負担増加を抑制するとともに、保育所等における安定的かつ良質なサービス提供の維持を図る。 ②在籍する児童の給食提供に係る給食食材費(教職員分は含まない) ③給食食材費:支援単価240円(国が示す月額給食費7,700円×物価上昇率(6.23%÷2))×令和7年6月の在籍児童数(昨年度実績より予測7,975人)×12月=23,000千円 ④民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、認可外保育施設	R7.7	R7.9
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	食品提供による子育て世帯臨時支援	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を軽減するため、ひとり親家庭等の世帯に対し子どもの食の支援を行う。 ②対象世帯に2ヶ月に1回(年6回)、米の配付を行うための米購入費に充当する。 ③食糧購入費【上半期】(令和6年産米10kg単価6,804円×3,500世帯×3回)＋【下半期】(令和7年産米10kg単価見込み7,131円×3,500世帯×3回)=146,317,500円 ④ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成制度対象世帯)、学校教育法に規定する就学援助受給世帯、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子がいる生活保護受給世帯等	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等物価高騰対策臨時支援事業	①物価高騰の影響を受ける本市所管の児童福祉施設等に対し、負担軽減及び入所者の処遇の質の維持を図る。 ②食料費の物価高騰にかかる経費に対する補助金 ③補助金 445千円 A:児童福祉施設等(里親を除く)133千円 【施設の前年度食糧費(2,140千円)】×【全国消費者物価指数上昇率(6.23%)】 自立援助ホーム(4か所)、ファミリーホーム(1か所)、母子生活支援施設(1か所) B:里親312千円 【前年度全国家計調査における平均月間食糧費(1人当たり31千円)】×【全国消費者物価指数上昇率(6.23%)】×【各月所日籍児童数の年度累計(162人)】(千円未満切り捨て) 各月所日籍児童数の年度累計(見込)162人 ④自立援助ホーム4か所、ファミリーホーム1か所、母子生活支援施設1か所、里親13世帯	R7.4	R8.3
5	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	移動販売事業者支援臨時助成金事業	①移動販売事業者はガソリン代、ドライバーの人件費等多くのコストを要しており、一定規模の売上を確保することで事業を継続している。近年の燃油価格、物価及び人件費の高騰によりこれまで以上にコストは増大してきていることから、販路の拡大、利用者層の新規開拓、顧客のリピート率及び顧客単価の増加を図るなど、移動販売事業者が実施する売上増加に繋がる取組に要する経費の一部を補助して移動販売事業者を支援することで、移動販売を持続可能な取組とすることを旨とする。 ②負担金補助及び交付金 ③基礎額:200千円×4事業者+50千円×13台=1,450千円 取組規模加算:200千円×4事業者=800千円 合計:2,250千円 ④協定を締結している移動販売事業者(4事業者)	R7.6	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	市立中学校給食費無償化等臨時事業	①小学生の保護者については物価高騰による影響を軽減するため給食費の増額相当分を一部無償化する。中学生は課外活動や学習塾の費用などで経済的負担が大きく、一部の公費負担では家計の負担軽減効果も限定的なため全額を無償化することで支援の実効性を高める。また、アレルギーにより全く給食を喫食できない中学生の保護者については代替食対応が取れないため給食費相当額を補助することで経済的負担を軽減する。 ②イ)小学生は、給食費一部無償。ロ)中学生は、全額無償。ハ)アレルギーのため弁当を持参する中学生に学校給食相当分を補助。 ③イ)14,300名について1食あたり46円(令和6年8月に物価高騰を理由として給食費を増額した金額分)を軽減。小1:46円×191回×2,190人=19,241,340円、小2~6:46円×196回×12,148人=109,526,368円。合計128,768千円。ロ)6,600名を無償に343円×197回×6,643人=448,874,153円÷448,875千円。ハ)20名想定。343円×197回×20人=1,351,420円÷1,352千円。保護者通知110円×2回×20人=4,400円÷5千円。合計1,357千円。 ④市立小中学校の児童生徒。アレルギーのため給食全欠食の生徒。(教職員は含まない)	R7.4	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食の賄材料費物価高騰緩和対策臨時事業	<p>①給食費を値上げすることなく米価高騰や物価高騰に対応できる。</p> <p>②イ)小学校用の米の価格上昇分ロ)小学校用の米飯加工費等の上昇分</p> <p>③イ) (令和7年度の価格-令和6年度当初の価格) ×年間必要量 × 1.08 県給米(483-327)円 × 136,643kg × 1.08 + 都 都米(650-300)円 × 3,106kg × 1.08 = 24,195,680円 ≒ 24,196千円 ロ)食数 × 物価高騰に伴う上昇見込額 × 回数 × 1.1 パッカン:(小学校9,552食 × 7.5円) × 117回 × 1.1 = 9,220,068円、パン加工費:小学校16,008食 × 4円 × 78回 × 1.1 = 5,493,946円。合計6,414,014円 ≒ 6,415千円。小学校児童14,338人、小学校教員1,223人。イ)ロ)の合計金額を人数按分して児童生徒分を算出したうえで、保護者負担相当分を算出30,611千円 × (14,338/15,561) × (246/292) ≒ 23,762千円</p> <p>④市立小学校児童の保護者負担分(教職員は含まない)</p>	R7.4	R8.3